

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 19 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の客員研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(客員研究員)

第 2 条 本学において主に研究を目的に滞在し、その滞在が本学の学術研究の進展に貢献すると認められる者を、客員研究員として受け入れることができる。

2 客員研究員は、大学、公的研究機関、学術の研究もしくは振興を目的とする団体等に所属し、本学の教授、准教授、講師もしくは助教に相当する身分を有する者またはこれに相当する研究業績を有する者とする。

(受入れ手続)

第 3 条 客員研究員を受け入れようとする学部および専任教員が置かれる配置される教育研究組織（以下「部局」という。）の長は、学部にあつては教授会、専任教員が配置される教育研究組織にあつては当該教育研究組織の教員人事に関する事項を審議する会議において審査のうえ、客員研究員受入願（別記様式 1）により理事長に申請するものとする。

(承認)

第 4 条 理事長は、前条の申請が適当と認められるときは、受入れを承認する。

2 理事長は、受入れを承認したときは、客員研究員受入許可書（別記様式 2）を部局の長を経由して申請者に送付するものとする。

(受入責任者)

第 5 条 客員研究員を受け入れる部局は、当該部局に配置される専任教員の中から、受入れ責任者を置かなければならない。

(受入期間)

第 6 条 客員研究員の受入期間は、1 年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長を認めることができる。

(身分の取扱)

第 7 条 客員研究員と本学との間には、雇用関係は生じないものとする。

2 客員研究員には、給与、旅費、滞在費およびその他研究活動に要する経費は支給しない。

(施設の利用)

第 8 条 客員研究員は、本学の教育・研究に支障のない範囲内において、研究遂行上必要な施設、設備等を利用することができる。ただし、原則として研究室は措置しない。

(遵守義務)

第 9 条 客員研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(その他)

第 10 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前に、客員研究員として受け入れられている者は、この規程により受入
れを承認された客員研究員とみなす。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式1（第3条関係）

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

学部長等 ☐

受入担当教員 ☐

客 員 研 究 員 受 入 願

下記の者を客員研究員として受け入れることを申請します。

記

フリガナ 氏 名		性 別	※ 1 男 ・ 2 女
		生年月日	年 月 日
現 住 所			
現 職	所 属	※ 1 大学 2 公的研究機関 3 学術の研究もしくは振興を目的とする団体	
	身 分	※ 1 教授 2 准教授 3 講師 4 助教 5 1～4に相当する身分〔 6 1～4に相当する研究業績を有する者（別途研究業績の添付が必要）	
最終学歴			
研究歴および 職歴の概要			
研究内容 （本学の学術研究の 進展に貢献すると認め られる事項を中心に）			
研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
教授会等審査日	年 月 日 承認済		
その他			

※ いずれかの番号に○を付すこと

別記様式2（第4条関係）

客 員 研 究 員 受 入 許 可 書

年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

年 月 日付けで申請のあった客員研究員の受け入れについては、下記のとおり許可します。

記

フリガナ 氏 名		性 別	
		生年月日	年 月 日
受入期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
受入学部等および受入教員			
研究事項			
備 考			